

佐賀県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 八幡岳公園 線	伊万里市大川町東田代字筒 江二〇五番一地从から 伊万里市大川町大川野字中 山一〇七七番一地从先まで	伊万里市大川町大川野字原 口八八六番地先から 伊万里市大川町大川野字石 橋七八七番一地从先まで	後	八二・八 五・八 二七・三 五・三	二、二二九・四 七六八・八
	伊万里市大川町東田代字筒 江二〇五番一地从から 伊万里市大川町大川野字中 山一〇七七番一地从先まで		前	二四・七 六・五	二、二三四・一